

29年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	H29. 10. 16	H29. 12. 13	<p>〇〇労働組合が平成29年に当委員会に提出した以下の文書。</p> <p>① 資格証明書交付申請書（労働組合資格審査申請書）</p> <p>② 労働組合同約</p> <p>③ 代表者の資格を証する書類（大会議事録等）</p> <p>④ 組合役員名簿</p> <p>⑤ 会計報告書（予算計画書）</p>	8		1	1											<p>①（7条3号）法人である当該組合に関する情報であり、公にすることにより、当該組合の内部管理事項である運営状況が具体的に把握されることとなり、当該組合の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。</p> <p>（7条4号）公にすることにより、印影の偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>（7条2号）個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>②（7条3号）法人である当該組合に関する情報であり、公にすることにより、当該組合の内部管理事項である運営状況が具体的に把握されることとなり、当該組合の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。</p> <p>③当委員会では当該公文書を取得しておらず、存在しない。</p> <p>④（7条2号）個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>⑤（7条3号）法人である当該組合に関する情報であり、公にすることにより、当該組合の内部管理事項である運営状況が具体的に把握されることとなり、当該組合の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。</p> <p>（7条2号及び3号）個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、法人である当該組合に関する情報であり、公にすることにより、当該組合の内部管理事項である運営状況が具体的に把握されることとなり、当該組合の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。</p>	労働委員会事務局審査調整課